

仮想通貨シリーズ (6)

# 業種別委員会実務指針第61号「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」の解説②

公認会計士 <sup>さ せ たけし</sup> 佐瀬 剛

日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2018年6月29日に業種別委員会実務指針第61号「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」（以下「本実務指針」という。）を公表している。

本稿では、解説①（『会計情報』2018年11月号）に続き、本実務指針を解説する。下記目次のとおり、「6 企業及び企業環境の理解と重要な虚偽表示リスクの評価」(1)(2)を取り上げる。

目 次			
解説①	1	はじめに	
	2	適用範囲	
	3	仮想通貨交換業者の財務諸表監査における特質	
	4	監査契約の締結	
	5	監査チームの選任	
解説② (本号)	6	企業及び企業環境の理解と重要な虚偽表示リスクの評価	(1)仮想通貨交換業者の事業上のリスク等の理解 (2)仮想通貨交換業者に特有のアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク
解説③			(3)内部統制の理解 (4)特別な検討を必要とするリスク
	7	リスク対応手続	
	8	適用時期	

## 6 企業及び企業環境の理解と重要な虚偽表示リスクの評価

### (1) 仮想通貨交換業者の事業上のリスク等の理解

監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（以下「監基報315」という。）4項において、監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、アサーション・レベル（財務諸表項目レベル、すなわち取引種類、

勘定残高、開示等に関連するアサーションごと）の重要な虚偽表示リスクを識別し評価する基礎を得るために、リスク評価手続を実施することが求められている。また、監基報315第10項において、監査人は企業及び企業環境を理解することが求められている（本実務指針15項）。

仮想通貨交換業者の監査においては、企業及び企業環境を理解するに当たり、図表1に記載する仮想通貨交換業者の規制環境、事業特性、事業上のリスクを考慮することが重要であるとされている（本実務指針15項）。

図表1 仮想通貨交換業者の規制環境、事業特性、事業上のリスク

(1)	法的規制	仮想通貨交換業者が遵守しなければならない規制として、「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）、内閣府令及びガイドラインが挙げられるが、企業のビジネスの発展や新しい規制の導入により遵守しなければならない規制の変更等が生じることがある。 また、仮想通貨取引に係る規制は、国によって様々であり、企業のビジネスの状況によっては海外における規制の変更等に影響を受ける場合もある。
(2)	会計基準等	仮想通貨交換業者が適用する財務報告の枠組みが、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の場合、仮想通貨に係る会計基準及び開示の基準として、実務対応報告が挙げられるが、実務対応報告の改正や新たな基準が公表される可能性もある。 また、実務対応報告第3項において、実務対応報告の対象外とされている自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨に係る会計処理については、別途の検討を行うことになる。
(3)	取引システム	本実務指針付録1（図表4参照）に例示されている仮想通貨交換業者の一連の取引は、取引システムにおいて自動化されており、取次ぎ先の取引所等の外部システムとの不整合や、内部会計システムとの業務処理過程の不整合がリスクとなり得る。
(4)	マネーロンダリング・テロ資金供与	仮想通貨交換業者において、取引時確認等の措置（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等）が不十分であることが原因で、テロ資金供与やマネー・ロンダリングといった組織犯罪等に利用されるリスクがある。
(5)	高匿名性仮想通貨	匿名性の高いブロックチェーンを利用した場合、取引記録が確認できないリスクがある。

以下、図表1について補足する。

図表1(1)(4) の法的規制について

図表1(4)も合わせて、資金決済法、犯罪収益移転防止法が関連する（図表2参照）。  
2016年6月3日に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」により、資金決済法が改正されているが、この改正の背景には、不正利用の防止（マネーロンダリング・テロ資金供与規制）という国際的な要請への対応とともに、利用者保護の観点からの規制を通じて、利用者の信頼を確保するための環境整備がある。  
また、犯罪収益移転防止法には、マネーロンダリング・テロ資金供与対策としての規制がある。

図表2 関連する法的規制

資金決済法関連	
1	仮想通貨の定義（2条5項）
2	仮想通貨交換業に係る登録制の導入（2条7項、63条の2）
3	仮想通貨交換業者の業務に関する規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の安全管理のために必要な措置（63条の8）</li> <li>利用者への情報提供など利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置（63条の10）</li> <li>顧客資産の分別管理義務（図表3参照）及びその状況について公認会計士又は監査法人の監査を受ける義務（63条の11）</li> <li>利用者の苦情処理及び利用者との間の紛争解決等の措置（63条の12）</li> </ul>
4	仮想通貨交換業者に対する監督 <ul style="list-style-type: none"> <li>帳簿書類を作成・保存義務（63条の13）</li> <li>仮想通貨交換業に関する報告書の提出義務。添付資料としての財務諸表については、公認会計士又は監査法人の監査を受ける必要あり（63条の14第1項、63条の14第3項）</li> <li>当局の検査（63条の15第1項）</li> <li>登録取り消し及び業務停止命令（63条の17）等</li> </ul>
5	仮想通貨交換業者の設立する認定資金決済事業者協会に関する規定（87条、88条、90条～92条、97条）

6	仮想通貨交換業者に対する罰則 資金決済法の既存の罰則規定が、仮想通貨交換業者に対しても適用される（107条～109条、112条～117条）
<b>犯罪収益移転防止法関連</b>	
7	仮想通貨交換業者の「特定事業者」への指定（2条31号） <ul style="list-style-type: none"> <li>口座開設時における本人確認（4条）</li> <li>本人確認記録、取引記録の作成・保存（6条、7条）</li> <li>疑わしい取引に係る当局への届出（8条）</li> <li>社内体制の整備（11条）</li> </ul>
8	利用者、仮想通貨交換業者等に対する罰則

なお、図表2の3「顧客資産の分別管理義務」については、図表3のような具体的な規制がある。

顧客は取引を行うために資産を交換業者に預託するため、当該顧客資産（金銭・仮想通貨）を適切に管理し、利用者財産の保護を図る必要がある。

金銭、仮想通貨ともに分別管理が義務付けられている。図表3にあるように照合（リコンサイル）して差異が生じた場合にはその原因分析を適切に実施することが非常に重要であると考えられ、その差異内容によっては会計処理を行う必要があることもある。

**図表3 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理**

<ul style="list-style-type: none"> <li>金銭と仮想通貨それぞれについて分別管理を行い、<u>毎年1回以上、公認会計士又は監査法人の監査を受ける必要がある</u>（内閣府令第20条～23条）。</li> </ul>	
<b>金銭</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかの方法で利用者の金銭を管理しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>銀行等への預金又は貯金（利用者の金銭であることが名義により明らかにする必要がある）</li> <li>信託銀行への元本補てん契約のある金銭信託</li> </ol> </li> <li>帳簿上の利用者財産の残高と分別管理している銀行等の残高を<u>毎営業日照合</u>して、差異が生じた場合はその日の翌日から起算して<u>2営業日以内</u>に解消する。</li> </ul>
<b>仮想通貨</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかの方法で利用者の仮想通貨管理しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>自社で管理する方法:利用者の仮想通貨と自己の仮想通貨を明確に区分し、どの利用者の仮想通貨が明確に判別できるようにする。</li> <li>第三者をして管理させる方法:第三者において、利用者の仮想通貨と自己の仮想通貨を明確に区分し、どの利用者の仮想通貨が明確に判別できるようにする。</li> </ol> </li> <li>帳簿上の利用者財産の残高とブロックチェーン等のネットワーク上の残高を<u>毎営業日照合</u>して、差異が生じた場合はその日の翌日から起算して<u>5営業日以内</u>に解消する。</li> </ul>

金融庁は、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を2018年3月に設置した。仮想通貨交換業者における巨額の仮想通貨流出事件があったこと、金融庁の立入検査によりみなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握されたこと、仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られることから、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、仮想通貨交換業等に関する研究会を設置したとされている。仮想通貨交換業等に関する研究会は2018年4月より計11回にわたり検討を行い、2018年12月21日に「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書を公表した。仮想通貨交換業者を巡る課題や仮想通貨証拠金取引等への対応、ICO（Initial Coin Offering）への対応を検討しているほか、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更することが考えられるとされている。本報告書を踏まえた今後の対応、法的規制に留意すべきであろう。

また、図表2の5「仮想通貨交換業者の設立する認定資金決済事業者協会に関する規定」について、仮想通貨交換業者の自主規制団体である一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（Japan Virtual Currency Exchange Association:JVCEA）が2018年10月24日付けで金融庁より資金決済に関する法律に基づく認定資金決済事業者協会に正式に認定されている。JVCEAは、資金決済法第2条第8項に規定する仮想通貨交換業者が行う同条第7項に規定する仮想通貨交換業の適正な実施を確保し、並びに仮想通貨交換業の健全な発展及び仮想通貨交換業の利用者の保護に資することを目的としている。JVCEAは自主規制を定めているため、その内容にも留意が必要である。

## 自主規制の主な内容

JVCEAは定款、諸規則を公表しており、諸規則には下記がある。資金決済法及び犯罪収益移転防止法、事務ガイドライン等の既存の規制に係る自主ルールを策定することに加え、現状の仮想通貨交換業務の実態上、利用者保護の観点から必要と考えられる事項について、金商法及び金商業に関する自主規制などを参考に策定したとされている。

- 定款の施行に関する規則
- 仮想通貨関連取引に係る自主規制基本指針
- 仮想通貨の取扱いに関する規則・ガイドライン
- 勧誘及び広告等に関する規則・ガイドライン
- 利用者の管理及び説明に関する規則・ガイドライン
- 利用者財産の管理に関する規則・ガイドライン
- 受注管理体制の整備に関する規則・ガイドライン
- 不適正取引の防止のための取引審査体制の整備に関する規則・ガイドライン
- 仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則・ガイドライン
- 証拠金取引に関する規則・ガイドライン
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則・ガイドライン
- 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
- 苦情処理及び紛争解決に関する規則
- 「苦情処理及び紛争解決に関する規則」に関する細則
- 会員調査に関する規則
- 会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則
- システムリスク管理に関する規則・ガイドライン
- 緊急時対応に関する規則・ガイドライン
- 情報の安全管理に関する規則・ガイドライン
- 従業員等のサービスに関する規則・ガイドライン
- 会員に対する処分等に係る手続に関する規則
- 会員に対する処分に関する考え方
- 不服審査会規則
- 財務管理に関する規則・ガイドライン
- 自主規制規則定義集

▶ 「仮想通貨関連取引に係る自主規制基本指針」では、基本指針を定めることによって、仮想通貨関連取引に関するサービスの適切な実施を確保し、利用者等を保護することを目的とするとされている（第1条）。その上で、必要な社内体制の整備（第3条）等についても記載されている。

▶ 「仮想通貨の取扱いに関する規則・ガイドライン」では、取扱仮想通貨の取扱審査（仮想通貨の取扱いに関する規則第2条）、それに係る社内態制（同第3条）、取扱いに慎重な判断を要する仮想通貨（同第4条）、協会への届出（同第5条）などが規定されている。仮想通貨の特性を踏まえた上で、当該仮想通貨を取り扱った場合に直面し得るリスク（取扱リスク）を包括的かつ具体的に検証の上、仮想通貨に係る取扱リスクを特定しなければならないとされている（同第2条3項）。その特定した取扱リスクを、必要審査項目に基づいて適切に評価の上、当該仮想通貨の取扱いの適否を検討しなければならないとされている（同第2条4項）。必要審査項目と取扱リスクとして以下が挙げられている。

- 必要審査項目（仮想通貨の取扱いに関するガイドライン第2条2項）  
次の各号に掲げる事項を審査項目に含めなければならない。
  - (1) 取扱仮想通貨に関する事項
    - イ 発行状況に関する事項
    - ロ 取引状況に関する事項
    - ハ 利用状況に関する事項
    - ニ 仮想通貨の関係者に関する事項
    - ホ 仮想通貨及び記録台帳の技術に関する事項
    - ヘ 対象プロジェクトに関する事項
  - (2) 会員の社内態勢に関する事項
    - イ 仮想通貨の安全管理体制に関する事項
    - ロ 仮想通貨の技術対応能力に関する事項
    - ハ 自社の取引処理能力に関する事項
    - ト 財務耐久性に関する事項
    - チ 需要見込みに関する事項
    - リ 利用者との利益相反に関する事項
    - ヌ 取り扱い開始時の価格決定方法及び取引条件に関する事項
    - ル 利用者への情報提供及び説明に関する事項
- 取扱リスク（同第2条第3項関係）  
取扱リスクには、

- ① マーケットリスク（当該仮想通貨の供給過多などにより価値が低下するリスク）、
- ② プロジェクト等に係るクレジットリスク（当該仮想通貨のプロジェクトの運営が失敗し（実質的に）消滅するリスク）
- ③ 流動性リスク（流動性がなく換金・交換ができないリスク）
- ④ ハッキングのリスク
- ⑤ 移転記録等が改ざんされて紛失するリスク
- ⑥ 会員におけるレピュテーションリスク  
などがある。

なお、いわゆるハードフォークの取扱いについては、別途、JVCEAにおいてその取扱いに関する指針を定めることとされているが、必要審査項目や取扱リスクは参考になると考えられる。

▶ 「利用者財産の管理に関する規則・ガイドライン」では、分別管理に関して規定されている。分別管理に関する規定は重要なため、以下に引用する。

- 利用者財産の管理に関する規則13条では、分別管理の方法が規定されている。1項、3項は非常に重要である。自己の仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレットで管理しなければならないこと、利用者区分管理必要量（次条参照）に不足する事態を防止するために必要な量（預り仮想通貨\*1保全量）を社内規則に定めることが規定されている。4項、5項では、いわゆる混蔵保管について規定されている。

#### （分別管理の方法）

- 第13条 会員は、仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた仮想通貨（以下「預り仮想通貨」という。）を自己で管理する場合、自己の仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレットで管理しなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理しなければならない。
- 2 会員は、預り仮想通貨を第三者に管理させる場合、当該第三者をして、会員及び当該第三者の仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレット（以下、預り仮想通貨を管理する前項及び本項に定めるウォレットを「区分管理ウォレット」という。）で管理させなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理させなければならない。
  - 3 会員は、区分管理ウォレットの残高が利用者区分管理必要量（次条に定める意味をいう。）に不足する事態を防止するために必要な量（以下「預り仮想通貨保全量」という。）をあらかじめ社内規則で定めるものとし、当該預り仮想通貨保全量を利用者の預り仮想通貨とともに区分管理ウォレットの中で管理しなければならない。
  - 4 会員は、区分管理ウォレットで自己の仮想通貨を混蔵して管理してはならない。ただし、預り仮想通貨保全量をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該預り仮想通貨保全量を限度に区分管理ウォレットで自己の仮想通貨を混蔵して管理することができる。
  - 5 前項の規定にかかわらず、区分管理ウォレットの中に預り仮想通貨保全量を超える自己の仮想通貨が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から5営業日以内に、当該事態を解消するための措置をとらなければならない。

（下線は筆者による）

- 利用者財産の管理に関する規則14条では「利用者区分管理必要量」が規定されている。なお、2項3号では、その計算に際して、個別の利用者の預り仮想通貨の残高がマイナスとなる場合には当該利用者に係る個別利用者区分管理量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要量を計算するとされている。

#### （利用者区分管理必要量等の算定）

- 第14条 会員は、個別利用者区分管理量（仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた仮想通貨を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。）及び利用者区分管理必要量（個別利用者区分管理量の合計をいう。以下同じ。）を、毎日計算の上、記録しなければならない。
- 2 会員は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。
    - (1) 利用者から預かった全ての預り仮想通貨を利用者区分管理必要量の計算に含めること。
    - (2) 利用者区分管理必要量の計算を当該仮想通貨に対し会員の定める最少単位で行うこと。ただし、単位未満の数については切り上げとすること。
    - (3) 個別の利用者の預り仮想通貨の残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要量を計算すること。
    - (4) 仮想通貨の受入処理の時限以内に受入が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。
    - (5) 仮想通貨の受入処理の時限以降に受入が確認されたものを、翌営業日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。
    - (6) 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。
    - (7) 利用者区分管理必要量を算定するための基礎シートを毎営業日ごと作成し、これをチェックすること。
    - (8) 利用者区分管理必要量の計算過程を保存すること。

\*1 JVCEAの自主規制では「預り仮想通貨」、本実務指針では「預かり仮想通貨」という用語を用いている。本記事では関連規定で使用されている用語に従って使い分けている。

- 3 会員は、1か月を超えない期間ごとに、預り仮想通貨の残高データと利用者区分管理必要量を、預り仮想通貨の残高データと仮想通貨管理明細簿記載の利用者ごとの預り仮想通貨の残高の合計量及び府令第26条第1項第4号記載の帳簿記載の利用者ごとの預り仮想通貨の残高の合計量をそれぞれ照合し、差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が利用者区分管理必要量に含まれていることを確認しなければならない。

(下線は筆者による)

- 利用者財産の管理に関する規則15条では、残高照合いわゆる（リコンサイル）について規定している。2項1号では、区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の保有と預り仮想通貨の残高データの合計量について、毎営業日に一定の頻度で照合するとされている。また、3号では、合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）することとされており、原因分析の結果、会計処理が必要になることもあると考えられるため、留意が必要である（図表2の3参照。）。

(残高照合)

- 第15条 会員は、照合担当者をして、区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の保有と利用者区分管理必要量を適切に照合させなければならない。
- 2 会員は、前項に基づく照合を行うに際しては、次の各号に掲げる手続きを含むものでなければならない。
- (1)区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の保有と預り仮想通貨の残高データの合計量について、毎営業日に一定の頻度で照合すること。第13条第2項に基づき預り仮想通貨を第三者に管理させる場合には、預り仮想通貨の残高データの合計量と、第三者が発行した残高証明書その他区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の保有を証明する書類記載の数量を、毎営業日に一定の頻度で照合すること。ただし、ブロックチェーン上の仮想通貨の保有が異常に減少した場合その他仮想通貨の不正流出を疑わせる事情が生じた場合には自動的かつ即座にこれを知らせる仕組みを構築している場合には、毎営業日に1回の照合で足りる。
  - (2)受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。
  - (3)区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の保有と預り仮想通貨の残高データの合計量が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。
  - (4)前号に基づく分析結果ではその原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門に報告すること。
  - (5)区分管理ウォレットに属するブロックチェーン等のネットワーク上の仮想通貨の保有と預り仮想通貨の残高データの合計量を比較し、不足額がある場合には、その翌営業日から起算して5営業日以内（利用者との間で、利用者から請求があった日から起算して5営業日より短い期限までに預り仮想通貨を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内）に、その不足が解消されていることを確認すること。

(下線は筆者による)

- 利用者財産の管理に関する規則16条では外部流出に対するリスク管理等を規定している。2項ではいわゆるホットウォレットで管理する場合、その仮想通貨の上限を社内規則で定めなければならないとされている。3項ではその上限をJVCEAへ届け出ること、4項では秘密鍵には社内規定に定める権限者以外がアクセスできないようにしなければならないこと、5項では秘密鍵の保管環境、保管方針その他外部流出のリスクを低減するために講じている措置の概要を利用者に対して周知しなければならないことが規定されている。

(外部流出に対するリスク管理等)

- 第16条 会員は、預り仮想通貨の外部流出の原因となり得るオペレーショナル・リスクを、仮想通貨の種類ごとに特定し、評価するものとし、実務上可能な限り、かかるリスクを低減するための必要な措置を講じなければならない。
- 2 会員は、預り仮想通貨を管理・処分するために必要な秘密鍵（以下「対象秘密鍵」という。）を、ネットワークと接続された環境で管理する場合、情報の安全管理に関する規則第27条第1項第1号の定め及び協会が別途指定する算定方法及び水準を踏まえ、当該環境で管理する仮想通貨の上限をあらかじめ社内規則で定めなければならない。また、当該上限を超える事態が生じた場合、速やかにこれを是正しなければならない。
- 3 会員は、前項の社内規則で定めた上限を協会に届け出なければならない。また、会員は、当該上限を変更する場合には、あらかじめ協会に届け出なければならない。
- 4 会員は、対象秘密鍵について、社内規程に定める権限者以外の者が物理的にアクセスすることができない方法で保管しなければならない。
- 5 会員は、具体的な対象秘密鍵の保管環境、保管方針その他外部流出のリスクを低減するために講じている措置の概要を、自社のホームページ等に掲載する方法により、利用者に対して周知しなければならない。ただし、周知することにより利用者保護が図られないおそれがある情報についてはこの限りでない。

(下線は筆者による)

- 以上は仮想通貨の分別管理に関する規定であるが、金銭の分別管理についても規定されている。下記の利用者財産の管理に関する規則8条において、証拠金取引を行う利用者の個別利用者区分管理金額を計算するに際しては、「証拠金取引等に関する規則」第5条に基づいて算出された利用者の保有する建玉の評価損益を反映の上計算するとされている点は留意が必要である。

(利用者区分管理必要額等の算定)

第8条 会員は、個別利用者区分管理金額（仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた金銭を当該利用者ごとに算定した額をいう。以下同じ。）及び利用者区分管理必要額（個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下同じ。）を、毎日計算の上、記録しなければならない。

2 会員は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる手続きを含むものでなければならない。

(1) 証拠金取引を行う利用者の個別利用者区分管理金額を計算するに際しては、「証拠金取引等に関する規則」第5条に基づいて算出された利用者の保有する建玉の評価損益を反映の上計算すること。  
(以下省略)

(下線は筆者による)

● 図表1(3)の本実務指針付録1（仮想通貨交換業者が行う業務の内容）について

本実務指針付録1には、仮想通貨交換業者が行う業務の内容が記載されている。そこでは、

- (1) 仮想通貨の売買・他の仮想通貨との交換
- (2) 仮想通貨の売買・他の仮想通貨との交換に係る行為の媒介
- (3) 取次ぎ・代理
- (4) 上記の行為に関する利用者の金銭又は仮想通貨の管理

の4つが挙げられており、その内容を本実務指針から再掲すると図表4のとおりである。

仮想通貨交換業者のビジネスは多岐に渡るが、主要なものとして、①顧客に売買価格を提供して取引に応じるモデルである「販売所」、②顧客間の注文をマッチングする媒介モデルである「取引所」がある。図表4との対応では、①販売所が図表4の(1)、②取引所が(2)に該当する。

図表4(3)「取次ぎ・代理」はいわゆる「ホワイトラベル」と呼ばれるもので、仮想通貨交換業者等の法人向けに自社の仮想通貨販売所や取引所の取引システムを提供するOEMサービスと言える。逆に、ホワイトラベルの提供を受けて仮想通貨交換業を営む場合には、取引システムや業務フローの重要な部分を外部委託することになるため、監査上、注意が必要である。

図表4(4)「上記の行為に関する利用者の金銭又は仮想通貨の管理」は、図表3に関連して前述した分別管理についてであるが、暗号鍵等の管理の重要性も述べられている。仮想通貨交換業者のビジネス上のみならず、監査上も、ホットウォレットとコールドウォレットの割合、それぞれの管理方法等も含め、暗号鍵等の管理態勢が十分であるかの検討は非常に重要である。

なお、当然のことであるが、顧客からの仮想通貨の預託、顧客への仮想通貨の送金、及び顧客と会社との間での仮想通貨による売買取引等はすべて自動で取引システムに記録される（図表1(3)参照。）ため、取引システムのIT統制に係る検討は非常に重要である。

図表4 仮想通貨交換業者が行う業務の内容

	業務内容	具体的な業務
(1)	仮想通貨の売買・他の仮想通貨との交換	利用者に対して仮想通貨の買値及び売値を提示し、自ら取引相手となって法定通貨又は他の仮想通貨と交換を行う場合のほか、取引所における利用者の買注文及び売注文を自ら受ける場合、国内外の他の仮想通貨交換業者との間で仮想通貨の相対取引を行う場合などが含まれる。 通常、利用者に提示する価格は、取引システムにおけるプログラムにより自動計算されており、利用者が当該価格に合意することにより取引が成立する。自己取引の結果、仮想通貨交換業者には、仮想通貨の売買損益や、期末保有仮想通貨に関する含み損益が生じ得る。また、他の仮想通貨交換業者等との間で行う仮想通貨の相対取引は、相手方の債務不履行により決済が行われない可能性が生じる。
(2)	仮想通貨の売買・他の仮想通貨との交換に係る行為の媒介	利用者取引プラットフォームを提供し、売買の注文を集中させることにより、利用者間の売買を成立させる行為などがある。 仮想通貨交換業者は、通常、利用者間の仮想通貨売買取引を媒介するために、あらかじめ利用者から金銭又は仮想通貨を預かることになる。 仮想通貨を預かる場合、あらかじめ指定した受取専用アドレスにて受け取る。仮想通貨交換業者は、利用者から金銭又は仮想通貨を受け入れた段階で、自社の取引システムにおける各利用者口座残高に反映する。利用者は、各口座残高の範囲内で売買の成行や指値による注文を出すことができ（信用取引等を除く。）、仮想通貨交換業者は、単価と数量がマッチした注文について約定処理を行い、利用者の資金口座及び仮想通貨口座の各残高を振り替えることで、取引の結果を利用者口座に反映させる。

		<p>また、媒介に関する手数料が発生する場合には、利用者の口座残高から差し引く。したがって、利用者間の約定処理においては、通常、ブロックチェーン等のネットワーク上の記録に当該取引事実を反映させることは行われず、仮想通貨交換業者は、利用者の口座残高につき、利用者からの引き出し依頼に応じる義務があるため、預かり資産の流失は当該義務の不履行につながることになる。</p>
(3)	取次ぎ・代理	<p>自社の取引システムにおいて、取次ぎ先である外部取引所における注文情報（買呼値及び売呼値並びにそれぞれの数量の情報）を表示させ、利用者から受けた注文を当該外部取引所の取引システムに反映させることで約定させる行為などがある。</p> <p>取次ぎ先の取引所が、外国通貨建てのみで仮想通貨を取引している場合で、かつ利用者から本邦通貨により金銭を預かる場合には、仮想通貨交換業者は、当該日本円を一旦外国通貨に換算することで、外国通貨建ての利用者残高を認識することになる。そのため、本邦通貨を外国通貨に換算するレートについては、その決定方法を事前に約款により明示し、利用者とは合意することになる。取次ぎを行う仮想通貨交換業者の事業は、自社のみならず、取次ぎ先の取引所のシステムのセキュリティや、内部統制、評判、流動性等にも影響を受けることになる。</p> <p>仮想通貨交換業者の中には、他の仮想通貨交換業者といわゆるOEM契約を結び、取引システムやオペレーション等をパッケージとして借り受け、独自のブランド名で仮想通貨取引所を運営する場合がある。この場合、OEM契約において受託先から提供を受ける業務の範囲（分別管理を含む）、保管する利用者情報の内容等の重要事項等両者の責任関係を明確にすることが重要となる。</p>
(4)	上記の行為に関する利用者の金銭又は仮想通貨の管理	<p>利用者の仮想通貨を預かるために、通常、利用者ごとに仮想通貨の受取専用のアドレスを設定し、当該アドレスに紐付く暗号鍵等を管理している。暗号鍵等に関して厳重な管理体制を構築することは、仮想通貨交換業者にとって重要な経営課題であり、暗号鍵が外部者のみならず内部者からも盗用されることのないように厳格なアクセス制限を掛けているのが通常である。仮想通貨交換業者は、利用者からの仮想通貨の引き出し依頼に迅速に応えるために暗号鍵をインターネット等の外部のネットワークに接続されているコンピュータにて管理することがあるが（いわゆるホットウォレットによる仮想通貨の保有）、外部からのハッキングによる仮想通貨盗用被害の拡大を防止するためにその割合は限定している。</p> <p>多くの仮想通貨に関する暗号鍵等は、オフライン環境で管理されており（いわゆるコールドウォレットによる仮想通貨の保有）、ホットウォレットとコールドウォレットの割合を一定の割合に保つために、ウォレット間で仮想通貨の移動を行っている。なお、資金決済法第63条の11第1項において、<u>仮想通貨交換業者は仮想通貨交換業者に関する内閣府令で定めるところにより利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならないことが規定されている。</u></p>

**(2) 仮想通貨交換業者に特有のアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク** 虚偽表示リスクとして、例えば、

監基報315第24項では、監査人は、リスク対応手続を立案し実施する基礎を得るために、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなければならないこととされている。

- 仮想通貨取引に係る収益の発生
- 仮想通貨の実在性
- 仮想通貨の評価

前述(1)本実務指針15項の事業特性等に関連して、仮想通貨交換業者に特有のアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクとして、例えば、図表5のリスクが考えられるとされている（本実務指針16項）。

**図表5 仮想通貨交換業者に特有のアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク**

(1)	収益の発生	<p>ブロックチェーン等の記録からは、取引の相手方を特定する情報を取得できないため、自己の計算に属すべきものであるにもかかわらず、帳簿上自己のものとして処理していないアドレスを使用した自己との取引を第三者との取引に偽装し、収益を過大に計上するリスクがある。</p>
(2)	収益の発生	<p>分別管理が適切に行われていない場合、預かった利用者資産を自己資産と認識することにより、収益を過大に計上するリスクがある。</p>
(3)	仮想通貨の実在性	<p>外部者からのハッキング等により暗号鍵等に関する情報が流出し、仮想通貨が盗用されるリスクがある。また、内部者が単独又は共謀して、仮想通貨を横領するリスクがある。さらに、暗号鍵等自体を紛失した場合には、移転することができない仮想通貨が生じることになり、仮想通貨が消失することと同様の結果になるため、保有する仮想通貨の実在性に影響がある。</p>



(4)	仮想通貨の実在性及び仮想通貨の評価	ブロックチェーンの分岐により保有する仮想通貨が異なる種類の仮想通貨に分裂するハードフォークと呼ばれる事象の発生等により、当初は想定しなかった価値及び数量の変動が生じる可能性があり、仮想通貨の実在性及び仮想通貨の評価に影響がある。
(5)	仮想通貨の評価	仮想通貨交換業者が仮想通貨を保有する場合、価格変動リスクや流動性リスクを負うことになる。複数の取引所で取り扱われている仮想通貨は、各取引所における取引ボリュームの違い等から一時点における価格水準（買呼値・売呼値、最終取引価格）に相当の開きがみられることがある。そのため、期末時点の時価として採用すべき単価を意図的に操作される可能性があり、仮想通貨の評価に影響がある。また、自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引価格等を用いる場合、流動性の低い仮想通貨の評価に影響がある。

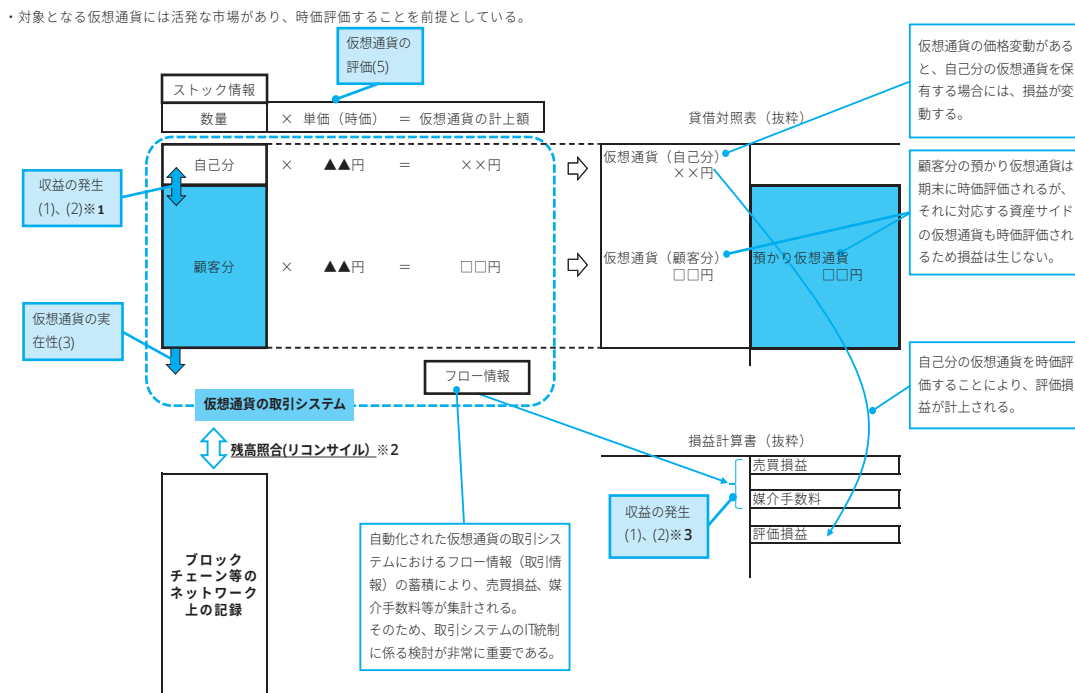
以下では、本実務指針で挙げられている重要な虚偽表示リスクについて、解説・補足する。

販売所モデルを営む場合、通常、仮想通貨を他の外部取引所（カバー先）と取引を行って一定程度の自己分の仮想通貨を保有することを前提に、利益の過大計上、損失の隠蔽のための仮想通貨の架空計上のような動機があると想定し、それらに繋がる不正の手口から、重要な虚

偽表示リスクを考え、リスク評価の一助としたい。

仮想通貨交換業者の監査では、当然、仮想通貨が監査対象となる点が特殊であるが、仮想通貨の貸借対照表上の計上額は「数量×単価」で算定される。それを加味すると、仮想通貨に係る重要な虚偽表示リスクのイメージの一例として、図表6のように表すこともできる。

図表6 仮想通貨に係る重要な虚偽表示リスクのイメージ



※1 仮想通貨の時価上昇局面においては、預り負債の簿外処理、保有仮想通貨の架空計上により、利益の過大計上が可能となる。一方、仮想通貨の時価下落局面においては、預り負債の架空計上、保有仮想通貨の簿外処理により、損失の過小計上が可能となる。したがって、このリスクは「預り仮想通貨の網羅性」と表裏一体であると言える。

※2 ブロックチェーン等の記録との照合は非常に重要な内部統制である。なお、自己分と顧客分のアドレスを区分して管理する方法ではなく、混蔵保管をしている事例もある。（混蔵保管については、前述「自主規制の主な内容」の「利用者財産の管理に関する規則・ガイドライン」13条4項、5項参照）

※3 架空の売買取引を計上することで、収益を過大計上することが可能となる。

- 仮想通貨の実在性(3)  
まず、図表5及び6のリスク「仮想通貨の実在性(3)」に関連して、仮想通貨全体の数量を不正に操作することが考えられる。

仮想通貨の盗用、横領、暗号鍵の紛失などにより仮想通貨が消失した場合、それを隠ぺいするための不正の手口として以下のようなものが考えられる。

- ▶ 残高照会において、不足なく一致しているかのよう

にするため、残高照合の書類を改ざんする。

- ▶ 顧客からの法定通貨及び仮想通貨の入金を取引システムに記録せず、仮想通貨残高の不足を隠ぺいする。
- ▶ 他者より一時的に仮想通貨を調達して、決算日時点では仮想通貨残高が存在するかのように偽装する。  
また、カバー先への預け資産が多額となる場合、カバー先のシステムリスクや信用リスクにさらされることになる(図表4(1)参照)。

- 収益の発生(1)、(2)

次に、仮想通貨全体の数量を自己分と顧客分とに適切に区分する必要があるが、その区分を不正に操作することが考えられる。リスクの「収益の発生(1)、(2)」に関連して、仮想通貨の計上額が自己分と顧客分とに適切に区分して計上されているか等が重要となる。また、売上取引をねつ造して利益をかさ上げすることも考えられる。

想定される不正の手口として、以下のようなものが考えられる。

- ▶ 相場上昇時に、顧客分を自己分に振り替える改ざんを行い、仮想通貨の評価益を過大に計上する。また、相場下落時に、自己分を顧客分に振り替える改ざんを行い、仮想通貨の評価損を過小に計上する。
- ▶ 架空の売上取引を取引システムに入力する。この場合、関連当事者の口座や、顧客名義を装った自社の口座を使用することが考えられる。
- ▶ 取引システム内の取引データの単価や数量を改ざんする。
- ▶ 架空の売上取引を会計システムに入力する。

以上のリスク(1)、(2)は、期中の取引記録も含めて、顧客分の仮想通貨である預かり仮想通貨が適切に計上されているかに関連し、これらのリスクは「預かり仮想通貨の網羅性」と表裏一体であるとも言える。総じて、顧客資産を預かることから生じるリスクであり、仮想通貨交換業者の特徴として潜在的にあるリスクと言えよう。

また、顧客分の仮想通貨、すなわち預かり仮想通貨の残高の改ざんについて、預かり仮想通貨負債を変動させる取引は、顧客からの仮想通貨の預託、顧客への仮想通貨の送金、及び顧客と会社との間での仮想通貨による売買等である。これらの取引はすべて自動で取引システムに記録され、顧客勘定を自動的に更新するため、取引システムのIT統制の有効性が非常に重要となる。

- 仮想通貨の実在性及び仮想通貨の評価(4)

リスクの「仮想通貨の実在性及び仮想通貨の評価(4)」は、ハードフォークに係るリスクである。ハードフォークの取扱いについては、前述「自主規制の主な内容」で記載したとおり、別途、JVCEAにおいてその取扱いに関する指針を定めることとされているが、一般社団法人日本仮想通貨事業者協会(現一般社団法人日本仮想通貨ビジネス協会。日本ブロックチェーン協会(JBA)とともにJVCEAの礎となった)が2017年11月10日に公表し

た「計画されたハードフォーク及び新コインへの対応指針公表について(お知らせ)」は参考になると考えられる。そこでは、ハードフォークにより組成された「新コインを支えるプログラムに欠陥がある場合や故意に不正なプログラムが組み入れられている場合には、新コインが価値を有せず、あるいは不適切なプログラムを介してオリジナルコインが奪われるなどの事態が生じる可能性」があるとされている。その欠陥には、「例えば、新コインはオリジナルコインの記録の複製によって組成されるため、新コインにオリジナルコインと識別するプログラムが組み込まれていない場合には、どちらのコインが移動したのか判別できずにブロックチェーンが機能しなくなり、あるいは二重移動や保有者の知らぬ間に移動されて抜き取られる(いわゆるリブレイアタック)などの不正行為が発生する可能性」(下線は筆者による)が生じるとされている。さらに、「このような行為や現象は、その対応を求められる仮想通貨交換業者の業務コストの上昇を引き起こすばかりではなく、顧客資産の安全管理や仮想通貨の資産価値そのものに深刻な影響を及ぼす可能性があることから、適切な仮想通貨としての条件を満たさぬ新コインについてはお客様に付与することなく、流通市場への参入を未然に防ぐ必要」があるとされている。

また、「計画されたハードフォーク及び新コインへの対応指針」において、顧客に新コインを付与する場合には、少なくとも以下の事項については十分に確認を行わなければならないとされている。

- イ. 新コインについて二重移転を防止する措置が講じられていること
- ロ. 新コインに顧客の資産を侵害する仕組みが講じられていないこと
- ハ. 新コインの有する機能が不法、不正な行為を誘引するものではないこと

さらに、当然であるが、顧客の持ち分により生ずる新コインを会員が顧客に代わって自らが所有するものとして取得してはならないとされている。

仮想通貨交換業者が、新コインが適切な仮想通貨であるかの検討を十分に実施しているか、仮に新コインを取り扱う場合には取引システムの準備が十分に行われているか等を確認する必要があると考えられる。

なお、図表1(2)に会計基準等のリスクが挙げられているが、ハードフォークに係る会計基準等はないため、以上も踏まえた上で、会計処理を検討する必要があると考えられる。

- 仮想通貨の評価(5)

さらに、リスクの「仮想通貨の評価(5)」は、活発な市場のある仮想通貨の時価評価において、評価単価を操作するリスクである。

想定される不正の手口として、以下のようなものが考えられる。

- ▶ 流動性の低い通貨について取引所間での価格の乖離

が大きい場合、又は、取引実績のある取引所が限定的（自社のみ取り扱いの場合も含む）である場合、これらの状況を利用して不適切な評価を実施する。

なお、本実務指針では取り上げられていないその他の重要な虚偽表示リスクとして、

- 顧客預り金（法定通貨）に関連するリスク（顧客預り金（法定通貨）が実在しない、正確に記録されな

い、又は、網羅的に記録されないリスク等）

- 仮想通貨のFX取引に関連するリスク（架空のFX取引を計上する、または、FX取引が正確に記録されないリスク等）

のようなものも考えられるため、本実務指針の記述に限定せずに、リスク評価を行うことが必要と考えられる。

以上

## デロイト トーマツ メールマガジンのご案内（無料）

[www.deloitte.com/jp/mm](http://www.deloitte.com/jp/mm)

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を、「デロイト トーマツ メールマガジン」として無料で皆さまにお届けしています。

コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する、会計監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーなどのサービスに関連する内容と、ライフサイエンス、情報・メディア・通信などのインダストリーに関連する内容を中心とした、最新動向や最新のナレッジ、セミナー情報などです。ぜひご購読ください。

### ■総合メールマガジン

〈サービス別〉

- 会計・監査メールマガジン
- IFRSメールマガジン
- ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative
- モニター デロイトニュース
- ファイナンシャルアドバイザー メールマガジン
- チャイナ ニュース

〈インダストリー別〉

- ライフサイエンス ニュースレター
- ヘルスケア メールマガジン
- テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン  
- Discover -

お申し込みはこちらから



[www.deloitte.com/jp/mm](http://www.deloitte.com/jp/mm)

お問い合わせ先

デロイト トーマツ メールマガジン事務局 [info\\_mailmagazine\\_jp@tohmatsums.co.jp](mailto:info_mailmagazine_jp@tohmatsums.co.jp)